

VI
165

6-4
173

学士号小委員会報告

本委員会は慎重審議の結果、学士号を四大別する小委員会の結論を撤回し、各方面の意向を集約して次の如き回答四案を総会の決定にまっことした。

A案 学士号の種数を大別する。二大別するか、三大別するか又は四大別するかは各方面の意向を決定し検討して決定する。

B案 学士号の種類を15位の数に制限する。既存の学士号を踏襲するほか、之れに若干の種類を加えて、15にするか17にするは具体的に決定することとして、とにかく学士号の種類をこの位の数に制限する。

C案 学士のみとする。

D案 学士号を全廃する。

春山 131

VI-165